令和５年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

令和５年４月１日
伊予市告示第68号

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者福祉施設等（以下「施設等」という。）の新規利用者が、感染拡大防止のために実施する自主検査（ＰＣＲ検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）に要する経費に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和３年伊予市規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象及び要件）

第２条　補助の対象は、施設等への新規入所を予定している者で、次に掲げるものとする。

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内の入所系施設等に入所を予定している市外に住所を有する者で、居住地の自治体に自主検査に係る助成制度がないもの

２　補助の要件は、次のとおりとする。

⑴　65歳以上の者であること又は基礎疾患を有する者であること。

⑵　自主検査に関し、他の補助金を受けていないこと。

３　前２項の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に該当しない者であっても、特に必要と認めたときは、補助対象者とすることができる。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、自主検査に要した費用の実費（医師の証明料等を除く。）とする。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第５条第１項に規定する申請は、自主検査後 30 日以内に様式第１号により行うものとする。

２　前項に規定する申請期間は、令和５年４月１日から令和６年２月 29 日までとする。

（補助金の交付決定）

第５条　規則第６条第３項に規定する通知は、様式第２号により行うものとする。この場合において、補助金を交付することと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和６年３月 31 日限り、その効力を失う。

（令和４年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱の廃止）

３　令和４年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱は、廃止する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

令和５年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

伊予市長　様

住所
氏名
生年月日
電話番号

令和５年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、交付決定後は、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金を下記の指定口座へ振り込んでください。

記

１　入所予定施設等名
２　施設入所予定日　　年　　月　　日
３　検査実施医療機関
４　補助金額　　円
５　補助金の振込先

名　　称	銀行　組合　　本店　支店 信用金庫　　支所　出張所
口座種別	普通　　当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

６　添付書類
⑴　PCR 検査の実施が確認できる証書等
⑵　検査費用の領収書

様式第２号（第５条関係）

伊予市指令第　　号
年　　月　　日

様

伊予市長　　印

令和５年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった令和５年度伊予市高齢者福祉施設等入所に係る新型コロナウイルス感染症検査費用補助金について、次のとおり交付する（しない）ことと決定したので通知します。

交付決定額　　円

不交付の理由

交付予定日